

[事案 2023-112] 新契約無効請求

・令和6年1月30日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年1月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)平成28年8月に契約した終身保険（申立外契約）が終了すると聞いたため本契約に加入したが、実際はそうではなかった。終了しないなら申立外契約を解約する必要はなかった。
- (2)申立外契約から本契約に移行したことで、デメリットしかないことが分かった。
- (3)新しい保険にするにしても、特約だけ変えれば済むことだと言われた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、募集人の虚偽説明との主張に関し具体的内容を明示しておらず主張の信用性に疑問がある。
- (2)募集人は、特約切替制度についても説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。